

平 戸 市 監 査 公 表 第 163-4 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 4 年 5 月 9 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

文化観光商工部文化交流課

第 3 監査の期間

令和 3 年 6 月 21 日（月）、22 日（火）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：文化交流課】

区 分	内 容	措 置
指摘事項	<p>予定価格調書の作成について</p> <p>平戸市契約規則第 23 条別表に定める額を超える契約について、随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例（50 万円を超える委託契約）がみられたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>予定価格調書については、契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合であっても、今後は全て作成を行うよう改めていきます。</p>
指導事項	<p>1 例規の整備について</p> <p>下記の例規については、条文と様式に文言の相違や引用条項の誤りなどがみられたので、適正な例規整備に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区交流拠点施設条例 ・平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区交流拠点施設条例施行規則 ・平戸市文化団体活動補助金交付要 <p>2 契約関係について</p> <p>下記の契約書について、内容に不備等があったので、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>（1）大島村神浦伝統的建造物群保存地区整備事業にかかる旧小楠邸保存修理工事について、契約書を締結しているが、工事請負契約書ではなく、業務委託契約書の様式を用いており、同契約書中、契約保証金欄の記載にも誤りがみられた。また、検査調書においては、完成年月日が記載されていなかった。</p>	<p>平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区交流拠点施設条例については、令和 3 年 12 月に改正を行いました。</p> <p>平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区交流拠点施設条例施行規則については、令和 3 年 11 月の例規審査会へ改正案を提出し相違点を修正しました。</p> <p>平戸市文化団体活動補助金交付要綱については、令和 4 年度中に改正を行います。</p> <p>（1）契約書については、今後このようなことがないように、十分注意するとともに、厳しくチェックを行います。</p>

	<p>(2) 旧小楠邸保存修理工事の設計監理業務について、納品書及び成果物引渡書を受け付けているが、提出日、工期及び検査年月日が記載されていなかった。また、検査調書においては、業務名が誤っており、検査日も契約書に記載された期限内の検査日となっていなかった。</p> <p>(3) 島の館案内看板にかかる土地の賃貸借契約書について、長期継続契約にもかかわらず、特約事項である「各年度の契約については、予算が確定した時点で成立するものとする。」旨の記載がされていなかった。</p>	<p>(2) 設計監理業務の書類関係については、正式な日付等に修正を行いました。</p> <p>また、検査調書については、今後このようなことがないように、十分注意し、厳しくチェックするとともに、検査日に関しても期限内に完了するように、徹底します。</p> <p>(3) 島の館案内看板にかかる土地の賃貸借契約書について、特約事項である「各年度の契約については、予算が確定した時点で成立するものとする。」旨を記載していきます。</p>
<p>意見</p>	<p>指定管理業務と自主事業の取り扱いについて</p> <p>当課においては、「平戸市平戸オランダ商館 1639 年築造倉庫（以下「オランダ商館」という。）」、「平戸市生月町博物館・島の館（以下「島の館」という。）」及び「平戸市春日集落拠点施設」などの施設を所管しており、これらの3施設はいずれも直営ではなく指定管理者制度を導入している。</p> <p>指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、各施設の目的や態様等に応じて設定する旨、平戸市指定管理者制度運用指針（以下「運用指針」という。）において規定されている。</p> <p>前述の3施設においては、指定管理業務のほかに自主事業として収益事業を行っており、予算管理にあたっては、これらを合わせて事務処理がなされている。その結果、指定管理料の算定において、収益事業の収支が算入されて</p>	<p>指定管理業務と自主事業の取り扱いについては、指定管理者と協議の上、基本協定書等に規定していくか検討していきます。</p>

	<p>いるにもかかわらず、基本協定書等においては、収益事業（売店）の収入は指定管理者の収入とすると規定されているだけで具体的な取扱いについては示されていない。</p> <p>こうしたことから収益事業について、運用指針に基づき指定管理料算定の基準を明確にし、運用方法等を示されるよう検討されたい。</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--